日本国際地図学会メーリングリスト運用規程

(Regulation for operating the mailing list by JCA)

(名称と運営主体)

第1条 このメーリングリストは「日本国際地図学会メーリングリスト」と称し、日本国際地図学会(以下、本会という。)が運営する。

(目的)

第2条 日本国際地図学会メーリングリストは加入者相互の時空をこえた交流を推進し、 本会の活動の周知と活性化を図ることを目的とする。

(利用する媒体)

第3条 日本国際地図学会メーリングリスト(以下、jcaml という。)はグループ名を「jcaml」 とし、Yahoo!の eGroups を利用する。そのためシステムの保守管理に関しては eGroupsに依存し、本会はその責を負わないものとする。

(取り扱う情報の範囲)

第4条 加入者が個人として地図に関する研究活動や情報の収集交換を行なう場とし、本会からの公式の告示の場とはしない。なお、企業・団体等の組織に所属する者が、個人の資格で所属組織の情報を提供することは許容するが、もっぱら広告宣伝のためのみの行為は認めない。

(投稿と閲覧)

第5条 jcaml の投稿と閲覧は加入者に限定する。

(加入者の遵守事項)

第6条 加入者は、別に定める「日本国際地図学会メーリングリスト利用規約」(以下、利用規約という。)を遵守しなければならない。

(加入資格)

第7条 jcaml への加入は、本会々員に限らず、だれでも自由にできるものとする。ただし、jcamlを除名されたことのある者については再度加入を拒否することができる。加入は個人の名による。本会の団体普通会員(学校・図書館その他諸団体)の場合も団体に所属する個人の名で加入する。

(加入の申込みと承認)

第8条 jcamlに加入しようとする者は、氏名・所属その他、本会が定める事項を届け出るともに、利用規約に同意することを誓約して、本会の承認を得るものとする。 なお、jcaml で使用するメールアドレスは一加入者につき一個とする。

(特別会員の特例)

第9条 第4条および第7条の規定にもかかわらず、本会の特別会員は法人の名をもって加入することができる。また、特別会員もしくは特別会員となっている法人に所属する個人の加入者は自社の商品などの広告宣伝を、jcaml において行なうことができる。

(著作権)

第10条 jcaml に投稿された発言の著作権は投稿者に帰属する。

(投稿文書の責任と削除)

第11条 投稿の文責は投稿者に帰属し、本会はその責を負わない。

なお、jcaml への投稿として不適切と認められるものは、利用規約に基づき削除することができる。

(自己責任の原則)

第 12 条 加入者は jcaml の利用によりなされた一切の行為とその結果について責任を負う。 加入者が jcaml の利用により本会または第三者に損害を与えた場合、加入者の自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

jcaml において生じた加入者間の紛争については、当事者間で解決するものとし、本会は関与しない。

(除名)

- 第13条 下記の行為のあったときは、加入者を除名することができる。
 - 1.本規程に反する行為のあったとき。
 - 2.加入申込書に虚偽の記載のあったとき。
 - 3.本会の名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 4. そのた jcaml の運用に重大な支障を与えると判断される行為のあったとき。

(費用)

第14条 jcaml への参加費は徴収しない。利用に要する接続料・通信料は加入者の負担とする。

(管理人)

第15条 jcaml の管理のため、jcaml に管理人(複数名可)をおく。管理人の代表(一名) は広報委員長が兼務する。その他の管理人は広報委員のなかから広報委員長が委嘱す る。

付則、

- 1.この規程の改正は、常任委員会の同意を得て行なう。
- 2.第6条にいう利用規約は、広報委員会において定め常任委員会に報告する。
- 3.この規定は2003年9月17日から実施する。

[030917-1]